

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会感染対策指針

1 感染症に関する基本的な考え方

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、感染症の発生及びまん延を防止するための基本的な考え方として本指針を定め、全ての職員は本指針に従って業務に従事します。

2 感染対策に向けた体制

(1) 感染症対策委員会

本会は、感染対策及びまん延防止への組織的対応を図ることを目的に「感染症対策委員会」を設置します。感染症対策委員会の構成や役割については、「豊川市社会福祉協議会感染症対策委員会設置要綱」に定めるとおりです。

(2) 感染対策責任者及び感染対策マネージャー

本会は、感染対策及びまん延防止に向けた取り組みに関する責任主体を明確にするため、感染対策責任者を置きます。また、現場のリーダーとして、各事業所に感染対策マネージャーを置きます。

3 感染防止対策マニュアル及び感染症に関する業務継続計画（BCP）の整備

(1) 感染防止対策マニュアル

感染症の発生及びまん延を防止するため、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（厚生労働省）、「介護職員のための感染対策マニュアル」（厚生労働省）、豊川市が発する感染症に関する職場における対応に関する通知等に基づき対応します。

(2) 感染症に関する業務継続計画（BCP）

感染症の発生及びまん延があった場合でも、サービス提供を継続するために必要な事項を定めるとともに、平時から準備すべき事項をまとめた感染症に関する業務継続計画（BCP）を作成します。

4 感染対策のための職員研修及び訓練

感染対策責任者及び感染対策マネージャーは、全ての職員に対する感染症対策のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

5 指針の閲覧

- (1) 本指針は、いつでも閲覧できるようホームページ上に掲載します。
- (2) 本指針は、職員に配布し周知徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行います。

附 則

本指針は、令和5年9月1日から施行します。